

(平成25年5月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年10月1日まで
② 昭和40年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和53年10月1日から54年10月1日まで

私は、昭和32年4月から平成12年9月までA社及びC社等のグループ会社にD職として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、申立期間①及び③の標準報酬月額が、私が記憶している給与に見合う標準報酬月額より少額である。調査の上、申立期間②を被保険者期間として認め、申立期間①及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和40年9月1日にA社において被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同社において同資格を取得しており、当該期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の供述により、申立人の申立期間②における勤務内容及び勤務状況は、その前後の期間と同様であったことが推認できる。

さらに、オンライン記録から、A社において被保険者資格を喪失し、C社以外のグループ会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している複数の同僚については、その被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚69名全員が申立人と同様に昭和40年9月1日にA社において被保険者資格を喪失し、被保険者期間の欠落が見られることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が、記憶している給与に見合う金額より低額であると主張している。

しかしながら、A社に係る申立期間①及び③の事業所別被保険者名簿の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、訂正された形跡も認められない。

また、申立期間①当時、A社において被保険者資格が継続している同僚126名の標準報酬月額を検証したところ、申立人同様、昭和37年7月の随時改定において、標準報酬月額が従前より上がり、その後の同年の定時決定において、下がっている者が62名確認できる。

さらに、申立期間①当時、標準報酬月額の推移が申立人と類似している複数の同僚は、「申立期間①当時の自身の標準報酬月額について、特に疑問は無い。」と供述している。

一方、申立期間③について、企業年金連合会が提出した中脱記録照会（回答）によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間③を含む昭和52年から54年までの間に被保険者記録のある12名のうち、回答のあった同僚5名全員が、「申立期間③当時の自身の標準報酬月額につ

いて、特に疑問は無い。」と供述している。

さらに、事業主は、申立人の申立期間①及び③当時の厚生年金保険料の給与からの控除が確認できる賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人も、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8397 (事案 7986 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 13 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
A 社に勤務していた時の申立期間における標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている。

前回の申立てにおいては、申立期間（平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで）の一部（平成 13 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで）のみ標準報酬月額の記録訂正が認められたが、今回の申立期間について、主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことから、記録訂正が認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間当時の銀行預金口座の振込記録明細表を入手したので、再度、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、前回の当委員会での審議において、申立期間のうち、平成 13 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人が所持する同年 7 月分及び同年 9 月分の給与明細一覧において、標準報酬月額 44 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていること、一方、申立期間のうち、12 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 1 日までの期間については、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂

正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらないこと、申立人は、当該期間における給与明細書等の資料を所持していないこと、及びA社の事業主の連絡先が不明のため、照会できず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等の理由により、申立期間のうち、同年7月1日から同年10月1日までの期間については、年金記録の訂正が必要であるとする当委員会の決定に基づき、24年9月26日付けで通知が行われている。

- 2 今回の申立てに当たり、申立人が新たに提出した申立期間に係る銀行預金口座の振込記録明細表により、オンライン記録の標準報酬月額を超える振込額が確認できる。

また、今回新たに入手した申立人に係るB市の「平成14年度（13年分）課税内容」の社会保険料控除額から申立人の所持する給与明細一覧において確認できる平成13年7月から同年9月までの社会保険料控除額を差し引いた額を検証したところ、差し引いた12年12月から13年6月までの社会保険料控除額は、当該期間のオンライン記録における標準報酬月額に見合う社会保険料控除額よりも高額であり、当該期間のうち1か月間、標準報酬月額44万円に見合う社会保険料が控除されていたと想定して計算される社会保険料控除額とほぼ一致している。

さらに、既にオンライン記録が訂正されているが、申立人が提出した給与明細一覧により、当初、オンライン記録において、20万円と記録されていたにもかかわらず、平成13年7月から同年9月まで、44万円に見合う社会保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年6月1日から同年7月1日までの期間において、標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記の「平成14年度（13年分）課税内容」から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年6月1日までの期間については、上記の振込記録明細表における振込額からは、保

険料の控除について確認できず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月21日から同年11月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社B工場において昭和35年10月21日に資格を喪失し、同社C工場において同年11月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。日本年金機構から、私と同様に転勤した同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場は、昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B工場において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月のA社B工場における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれ

を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年7月22日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、17年3月は32万円、同年5月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成15年12月29日、16年7月30日、同年12月29日、17年8月12日及び同年12月29日について、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録については、15年12月29日は1万9,000円、16年7月30日及び同年12月29日は23万円、17年8月12日及び同年12月29日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月22日から19年9月1日まで
② 平成15年12月29日
③ 平成16年7月30日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月29日

私がA社に勤務していた申立期間①に係る「ねんきん定期便」の記録と、所持している給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が相違している。また、夏と冬に賞与が支給されていたが、申立期間②から⑥までに係る賞与の記録が無い。給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成17年3月、同年5月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる給与支給総額から、同年3月は32万円、同年5月及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成9年7月から16年9月までの標準報酬月額について、申立人が所持する9年分から16年分までの所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の保険料額を加算した額とほぼ一致していることが確認できることから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成16年10月から17年2月までの期間、同年4月、同年6月、同年7月及び同年9月から19年8月までの期間の標準報酬月額について、上記の給与支給明細書及びA社が提出した平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から⑥までについて、申立人が所持する預金通帳から、当該期間の賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成15年分及び16年分の所得税の確定申告書

及びA社が提出した 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間②、③及び⑤においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、申立人が所持する賞与支給明細書から、申立人は、申立期間④及び⑥においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書、確定申告書及び源泉徴収簿から確認又は推認できる賞与支給総額又は保険料控除額から、申立期間②は 1 万 9,000 円、申立期間③及び④は 23 万円、申立期間⑤及び⑥は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8400

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年9月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年9月8日まで
私は、A社に平成4年9月7日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日となっている。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、平成4年9月7日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における申立人の資格喪失日は、平成4年3月31日と記録されているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同日より後の同年10月9日付けで行われている上、申立人のほか10名についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、47万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 8401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和39年3月から平成13年3月まで継続してB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に、A社からB社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難い上、異動した同僚34名全員についても同日が資格喪失日とされ、被保険者期間に欠落が見られることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 8402 (事案 1128 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年から4年まで

私は、A社に再就職しB職として働いたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

今回、新たな証言者があり、また、市民税県民税の特別徴収税額通知書により社会保険料の検証を行ったメモを提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び元事業主の記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は保存されておらず、事業主からも保険料控除に係る証言を得ることができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、証言者として同僚2名を挙げているが、このうち1名は、所在不明のため回答を得られず、ほかの1名は、申立人がA社に勤務していたと述べているが、当該同僚は同社において厚生年金保険の被保険者となっていない上、申立人の勤務期間は分からない旨回答していることから、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、市民税県民税の特別徴収税額通知書による社会保険料控除額の検証メモを新たな資料として提出しているが、同通知書に記載さ

れた社会保険料控除額は、申立人が主張する報酬月額 20 万円に相当する社会保険料の額（厚生年金保険料と健康保険料との合計額）より大幅に下回っている上、申立人が申立期間当時加入していた国民健康保険料と申立人の妻の国民年金保険料との合算額に近いことから、申立人が申立期間当時加入していた国民健康保険料及び申立人の妻の国民年金保険料と考えるのが自然である。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 23 日から 60 年 9 月 21 日まで
② 平成 18 年 2 月 11 日から同年 7 月 16 日まで

私は、申立期間①において、A職としてB社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、平成 18 年 2 月 11 日からC社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が同年 7 月 16 日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、昭和 60 年 3 月 11 日から同年 8 月 31 日までの期間において、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険の被保険者資格取得日は、それぞれの厚生年金保険の被保険者資格取得日の5か月から6か月前である上、ほかの同僚一人は、「B社では数箇月の見習期間があった。」と述べている。

また、B社は、「申立期間①当時の資料は無い。」と回答しており、申立人に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のC社における資格取得日は平成18年7月16日となっている。

また、C社が決算業務を委託している税理士事務所が提出した「平成18年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は、18年7月から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されたのは同年8月からであることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 25 日から 17 年 10 月 1 日まで
私は、平成 16 年 6 月 1 日から 17 年 9 月 30 日まで A 社で B 業務をしていた。同社が発行した給与明細書及び在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び申立人が所持している A 社が発行した在籍証明書から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が所持している給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、A 社は、「当該給与明細書は、申立期間当時のものではなく、申立人が在籍証明書を請求したときに作り直したものである。申立期間において、厚生年金保険料を控除していない。また、当時、経営が苦しかったため、申立人を含む社員全員の厚生年金保険被保険者資格を、平成 16 年 9 月 25 日に喪失させた。」と回答している上、当該給与明細書の振込支給額と、申立人が提出した預金取引明細書における入金額は、全ての期間にわたり相違している。

また、申立人と同日に被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「会社から、経営が苦しいため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる旨の説明を受けた。」と証言しているところ、当該同僚は、いずれも申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が A 社を退職した後に勤務した C 社が保管する平成 17 年分給与所得の源泉徴収票で確認できる A 社における社会保険料控除額は、当該源泉徴収票に記載されている給与支払金額を基に算出した雇用保険料

額とほぼ一致している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。